

**入札監理小委員会における審議結果報告**  
**(独) 環境再生保全機構**  
**「公害健康被害補償業務の徴収業務」**

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の概要

#### ○ 事業概要及び事業の目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号、以下「公健法」という。）第52条第1項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者（以下「納付義務者」という。）が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金の徴収に関連する業務を行う。

本業務では、具体的に、①納付義務予定者への申告関連書類の送付、②円滑な申告・納付の事務手続きのための相談及び情報提供への対応、③適切な申告書提出の誘導、④申告書等の受理及び点検、⑤申告状況の報告、⑥未申告事業所に対する督促等の措置、⑦事業所の申告の記録、⑧申告書等の機構への送付等を実施する。

#### ○ 事業期間

事業期間は5年間（平成31年3月1日から平成36年2月28日まで）であり、今期で市場化テスト3期目である。

第1期	平成21年3月1日～平成26年3月31日（5年1か月）
第2期	平成26年3月1日～平成31年2月28日（5年間）
第3期	平成31年3月1日～平成36年2月29日（5年間）

### (2) 選定の経緯

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日）において、公害健康被害補償業務につき、「公害健康被害補償業務について、次期中期目標期間から、汚染負荷量賦課金の納付誘導、申告書の審査処理事務の一部等について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。」とされたもの。

## 2. 事業の評価を踏まえた対応について

【入札小委員会からの指摘】	【対応】
○ 強制徴収権の活用等により、コスト削減を図るべき（徴収コストの低減⇒入札参加企業数を増大するための提案）	○ 「徴収業務の概要図」（資料2-2：別紙1別添4（32頁））を追加し、「資料提出命令」「督促状」「滞納処分」など「強制措置」に繋がる流れ

	を表記し、債権回収など経験しているプロフェッショナルでなくても業務ができることを明確化
○ 他の事業者が請け負った場合の、オンライン申告システム継続利用の可否	○ 納付義務者及び受託者が使用するシステムは構築済み ○ 資料2-2：2. (1) 9) (4頁)に「機構が提供する委託業務関連オンラインシステムの利用方法」の文言を追記し受託者がシステムを利用できることを明確化
○ イン트라ネットを利用した情報共有、申告手続きの周知についての創意工夫は、総合評価落札方式の加点項目として評価すべき	○ 資料2-2：2 (1) 2) ア (2頁)に情報伝達について追記 ○ 提案内容については、加点項目審査の ア 「相談及び情報提供への対応」の項目 で評価(「イントラネット」の所有で評価を行わない)
○ 参入障壁の軽減のためにも、「地域に根ざした」「地域に密着した」ということを強調すべきではない	○ 必須としない。
○ 参入障壁軽減のために、全国1区での募集を、ブロックでの募集に変更する等の試みをすべき	○ 資料2-2：4. (8) (7頁)にジョイント・ベンチャー(共同企業体)の項目を追記 ○ 共同企業体を結成した民間事業者が競争に参入できることを明示 ○ 再委託先をブロックごとに分けることも妨げない
○ 公告期間が40日間(前々期)から、35日(前期)に減少	○ 今期の公告期間を40日以上確保
○ 競争性の確保において課題が認められるため、次期事業においては、競争性が確保における課題について見当を加えられたい	○ 「強制措置」の明記、ジョイント・ベンチャー(共同企業体)の項目を追記し、民間事業者がより競争に参入しやすい要項とした ○ 公告期間を長くし、感心のある民間事業者には個別に周知するなど、競争性の確保に努める

### 3. その他の修正変更について

- 総合評価にあたっての質の評価項目の追加及び得点配分の変更  
加点項目に、「女性活躍推進法に基づく認定等」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」を追加(資料2-2：14頁)
- 7月の官民入札等監理委員会で審議されることを踏まえ、参入を容易にするため全体のスケジュールを前倒し(資料2-2：5. (7, 8頁))

#### 4. 実施要項（案）の審議結果について

##### 【論点】

- ① 実施要項案で、「強制的な手段により徴収業務を実施している」等の記載（資料2-2：1.（1頁）、別添4（32頁））があるが、「国税徴収法の例により」等の文言を追加し、実施要項を明確化すべき
- ② 入札参加資格に関する事項で、「個人情報の取扱いに関する契約書を締結できるものであること。」と定められているが、入札者の予測可能性を高めるために、契約書の内容を別紙等で添付すべき

##### 【対応】

- ① 実施要項案（資料2-2：1.（1頁）、別添4（32頁））に「国税徴収法の例により」との趣旨の文言を追加
- ② 個人情報の取扱いに関する契約書を実施要項案別紙3（資料2-2（35頁～））を追加

#### 5. パブリック・コメントで出された意見への対応について

- 平成30年3月19日から4月9日までパブリック・コメントを行ったが、寄せられた意見はなかった。

以上